

食料・農業・農村基本計画

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ～

令和2年3月31日、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。これは、我が国の食料・農業・農村が次世代へと持続的に継承され、国民生活の安定や国際社会に貢献していくための今後10年間の農政の指針となるものである。

基本的な方針としては、「産業政策と地域政策を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図る」とされている。

ここでは、農村政策に関する部分を抜粋して紹介する。

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1. これまでの施策の評価及び食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と課題

前基本計画の下で、農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指し、食料・農業・農村施策の改革を進めてきた。

具体的には、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化、農林水産物・食品の輸出促進、米政策改革による需要に応じた生産の推進、日本型直接支払制度の創設、農業協同組合及び農業委員会の改革など農政全般にわたる改革に取り組んできた。

この結果、生産農業所得は、平成29年には平成16年以降でも高い3.8兆円となり、平成30年においても3.5兆円と高い水準を維持している。また、農林水産物・食品の輸出額は、7年連続で過去高を更新し、平成24年比で倍増の9,121億円となった。さらに、49歳以下の新規就農者数も増加するなど、改革の成果は着実に現れてきている。

一方、少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農業就業者数や農地面積が減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、経営資源や農業技術が継承されず、生産基盤が一層脆弱化することが危惧される。また、中山間地域を中心に農村人口が減少し、農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になることも懸念される。さらに、国際化の進展により、生産現場には関税削減等に対する懸念や不安も生じている。加えて、頻発する自然災害やCSF（豚熱）等の家畜疾病の発生、地球温暖化の進行等による影響への懸念も増している。

こうした中で、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承していくためには、これまでの改革を引き続き推進するとともに、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、成長産業化の土台となる生産基盤を強化していくことで、多様化する国内外の需要に対応しつつ、創意工夫により良質な農産物を合理的な価格で安定的に供給することができる農業構造を実現していく必要がある。

その際、ライフスタイルの変化や海外マーケットの拡大など国内外の新たな需要の取り込みや、事業者との連携・協働によるバリューチェーンの構築、急速に進展するデジタル技術の食料・農業分野への応用とこうした技術を活用する農業者の育成、農業部門への様々な形での人材・投資・技術の呼び込み、SDGsへの関心の高まりを持続可能な生産・消費・投資の機会創出につなげることなど、国内外の社会・経済の変化に的確に対応することで、生産性の向上を図り、食料・農業・農村の未来を切り拓いていくことが重要である。

同時に、農村を維持し、次の世代に継承していくために、所得と雇用機会の確保や、農村に住み続けるための条件整備、農村における新たな活力の創出といった視点から、幅広い関係者と連携した「地域政策の総合化」による施策を講じ、農村の持続性を高め、農業・農村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮していくことも必要である。以上のように、産業政策と地域政策を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが、本基本計画の課題である。

そして、課題の解決に当たっては、消費者・生産者・事業者が協力・協働する関係を構築することにより、農業・農村の有する価値と役割に対する国民の理解と支持を得ることが何より重要である。

2. 施策の推進に当たっての基本的な視点

- (1) 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進（略）
- (2) 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成（略）
- (3) 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開（略）
- (4) スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進（略）
- (5) **地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮**

農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行しており、今後、地域内の共同活動や保全管理活動が成り立たなくなり、集落機能の維持が困難な地域が増加するのみならず、生活インフラも維持できなくなるおそれがある。

一方、「田園回帰」による人の流れは、全国的な広がりを持ちながら継続しており、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」、デュアルライフ（二地域居住）やサテライトオフィスなどの多様なライフスタイルの普及や、関係人口の創出・拡大、インバウンド需要の取り込みが、地域活性化に貢献する動きがみられる。

また、農村は、国民に不可欠な食料を安定的に供給する基盤であるとともに、国土保全、水源涵養、景観の形成、文化の伝承など農業の有する多面的機能を発揮する場でもあり、この多面的機能は広く都市住民にも恵沢をもたらしている。

このことから、農村を維持し、次の世代に継承していくため、農村を活性化する施策を講じ、「地域政策の総合化」を図ることが重要である。

「地域政策の総合化」に当たっては、①農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保、②安心して地域に住み続けるための条件整備、③地域を広域的に支える体制・人材づくりや農村の魅力の発信等を通じた新たな活力の創出の「三つの柱」に沿って、効果的・効率的な国土利用の視点も踏まえて関係府省が連携した上で都道府県・市町村、事業者とも連携・協働し、農村を含めた地域の振興に関する施策を総動員して現場ニーズの把握や課題解決を地域に寄り添って進めていく必要がある。

こうした取組により農村の持続性を高めつつ、日本型直接支払制度も活用し、農業の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮していくことで、その恵沢を国民にもたらし、併せて国民の理解を推進していくことが重要である。

- (6) 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化（略）
- (7) 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進（略）
- (8) SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開（略）

第2 食料自給率の目標（略）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1. 食料の安定供給の確保に関する施策（略）
- 2. 農業の持続的な発展に関する施策（略）
- 3. 農村の振興に関する施策

国土の大宗を占める農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業・林業など様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもあり、さらには国土の保全、水源の涵養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承といった、多面的機能が発揮される場であることから、都市住民への恵沢も踏まえた多面的機能の十分な発揮を図るためにも農村の振興を図ることが必要である。

また、農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行している一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されており、こうした動きも踏まえ、地域住民に加えて関係人口も含めた幅広い主体の参画の下で、農村の振興に関する施策を推進していく必要がある。

農村の振興に当たっては、第一に、生産基盤の強化による収益力の向上等を図り農業を活性化することや、農村の多様な地域資源と他分野との組合せによって新たな価値を創出し所得と雇用機会を確保すること、第二に、中山間地域をはじめとした農村に人が住み続けるための条件を整備すること、第三に、農村への国民の関心を高め、農村を広域的に支える新たな動きや活力を生み出していくこと、この「三つの柱」に沿って、効果的・効率的な国土利用の視点も踏まえて関係府省が連携し

た上で、施策の展開を図ることが重要である。

このため、関係府省、都道府県・市町村、民間事業者など、農村を含めた地域の振興に係る関係者が連携し、現場の実態と課題やニーズを把握・共有した上で、その解決や実現に向けて、施策を総合的かつ一体的に推進する。

(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

中山間地域は、その人口は全国の約1割を占めるに過ぎないものの、農家数、農地面積及び農業産出額はいずれも全国の約4割を占めるなど、中山間地域等は我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っている。こうした少ない人口で維持されている中山間地域等を、今後も安定的に維持していくためには、小規模農家をはじめとした多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現する必要がある。このため、地形による制約等不利な生産条件を有する一方で、清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域特性を活かした作物や現場ニーズに対応した技術の導入を推進するとともに、米、野菜及び果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営モデルを提示する。

また、中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備を推進する。

② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、「農村発イノベーション」（活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組）が進むよう、農村で活動する起業家等が情報交換を通じてビジネスプランを磨き上げることができるプラットフォームの運営など、多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。

また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。さらに、現場発の新たな取組を抽出しつつ、複合経営等の多様な農業経営、農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化等の取組を様々に組み合わせることで所得と雇用機会を確保するモデルを提示し、全国で応用できるよう積極的に情報提供する。

イ 農泊の推進

農村の所得向上と地域の活性化を図るため、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、都市と農村の交流や増大するインバウンド需

要の呼び込みを促進する。地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実、利用者がストレスなくサービスを受けられる受入環境の整備や利用者のニーズに対応した農泊らしい農家民宿や古民家等を活用した滞在施設の整備を進めるほか、日本政府観光局（JNTO）等との連携による国内外のプロモーションや、専門家の派遣による地域の課題に対応した現地指導等を実施する。

ウ ジビエ利活用の拡大

鳥獣被害防止に資するとともに、捕獲した鳥獣を農村の所得を生み出す地域資源に変えていくため、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得した人材の育成、処理加工施設や移動式解体処理車等の整備、野生鳥獣肉の安全性の確保、衛生管理認証の普及、ペットフード等の多様な用途への利用、関係者が共有できる捕獲から処理加工までの情報のネットワーク化等を推進する。

エ 農福連携の推進

障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する農福連携の一層の推進を図るため、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月農福連携等推進会議決定）に基づき、農福連携のメリットの発信等を通じた認知度の向上、働きやすい環境の整備や専門人材の育成等を通じた取組の促進、各界の関係者が参加するコンソーシアムの設置と優良事例の普及等を通じた取組の輪の拡大を推進するほか、農福連携における「農」の広がりとして、林福連携や水福連携の取組を推進するとともに、「福」の広がりとして、高齢者、生活困窮者等に対する取組を推進する。

オ 農村への農業関連産業の導入等

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（昭和46年法律第112号）、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号）等を活用した農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある商品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。

さらに、農村の多くは地域資源として豊かな森林を有していることから、健康、観光等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進する。

③ 地域経済循環の拡大

ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用

農村の所得の向上・地域内の循環を図るため、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、地域が主体となった地域新電力の立上げ等による再生可能エネルギーの活用を促進する。また、農村を含めた地域における災害時のエネルギーの安定供給を図るため、大規模電力のみに依存しない、地域の再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステム構築に向けた技術開発、普及を行う。

こうした取組を効率的・効果的に推進するため、地域の再生可能エネルギーに

について消費者が把握し選択できるよう、取組の見える化等の価値付けを推進する。

さらに、家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わら・もみ殻等のバイオマスについて、発電に加え、エネルギー効率の高い熱利用や、発酵過程で発生する消化液等の利用を促進するほか、新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた技術開発や普及等の推進を検討する。

イ 農畜産物や加工品の地域内消費

農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。

ウ 農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

農村では、森林、土壌、水、大気などの豊富な自然環境、それを利用した農業などの経済活動、そして人々の暮らしを支える地域社会という、SDGsの理念を構成する環境・経済・社会の三要素が密接に関連している。このことを踏まえ、再生可能エネルギーの活用や農畜産物等の地産地消等、地域資源を活用した地域経済循環の構築等により、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造に取り組むことができるよう、農村におけるSDGsの達成に向け、地域における人材の発掘、核となるステークホルダーの組織化等の環境整備を促進する。

加えて、農村におけるSDGsの達成に向けた取組事例を普及させることにより、環境と調和した活動に取り組む地方公共団体や企業等の連携を強化する。

④ 多様な機能を有する都市農業の推進（略）

(2) 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

① 地域コミュニティ機能の維持や強化

ア 世代を超えた人々による地域のビジョンづくり

地域を維持していくため、あらゆる世代の人々が参画して行う地域の将来像についての話し合いを促していく。

具体的には、中山間地域等直接支払制度の活用により農用地や集落の将来像の明確化を支援するほか、農村が持つ豊かな自然や食を活用した地域の活動計画づくり等を支援する。その際、少子高齢化・人口減少、地方公共団体の職員数の減少を踏まえ、計画の策定等に係る地域の事務負担の軽減を進める。

また、地域で共同した耕作・維持活動に加え、放牧や飼料生産など、少子高齢化・人口減少にも対応した多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みについて「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置し、総合的な議論を行い、必要な施策を実施する。

イ 「小さな拠点」の形成の推進

生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」の更なる形成拡大と

質的向上を図るため、農産物販売施設、廃校施設など、特定の機能の発揮を想定して設置された施設について、地域づくり、農業振興、観光、文化、福祉、防犯等の面から多機能化し、地域活性化の拠点等として活用していくための支援の在り方を示す。

また、「小さな拠点」間や「小さな拠点」と周辺集落等を結ぶ交通網を整備するなど、コンパクト・プラス・ネットワークの取組とも連携した効果的な「小さな拠点」の形成を推進する。

ウ 地域コミュニティ機能の形成のための場づくり

地域コミュニティの形成や交流のための場づくりを推進するため、公民館がNPO法人や企業、農業協同組合など多様な主体と連携して地域の人材の育成・活用や地域活性化を図るための支援を実施する。

② 多面的機能の発揮の促進

農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

とりわけ、高齢化や人材不足の深刻化が懸念されている中山間地域等においては、中山間地域等直接支払制度について、今後も安心して営農に取り組めるよう、第5期対策への移行に当たり交付金の返還措置を見直すとともに、農用地や集落の将来像の明確化を図る集落戦略の作成や集落の地域運営機能の強化、棚田地域における振興活動等、将来を見据えた活動を支援する。

また、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援するに当たり、中山間地域等における農地等の維持保全にも資する取組を優先的に支援する。

③ 生活インフラ等の確保

ア 住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保

中山間地域等をはじめとする農村に安心して住み続けられるようにするため、住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等を確保するための取組を推進する。具体的には、「農地付き空き家」に関する情報提供や取得の円滑化、農業・農村におけるICT利活用に必要な情報通信環境の整備の検討、コミュニティバス・移動販売等の地域内交通・食料品アクセスの確保・維持、小規模校等における教育活動の充実等の取組を推進する。

イ 定住条件整備のための総合的な支援

年齢や性別等を問わず誰もが農村に住み続けることができるよう、定住条件の整備に向けた医療・交通等の分野横断的な取組に係る活動計画について、地域の創意工夫を踏まえた策定を支援するほか、産業の振興、生活の安心・安全確保、集落の維持・活性化等の観点から先進的で波及性のある取組に対して支援する。

また、中山間地域等において、必要な地域に対して、農業生産基盤の総合的な

整備と、農村振興に資する施設の整備とを一体的に推進し、定住条件を整備する。

なお、農業水利施設は、防火用水の供給や親水空間などの機能を有しており、地域住民もその恩恵を享受している一方で、近年の農村の都市化・混住化等に伴い、その安全性の確保が一層求められている。このため、水路等への転落を防止するための安全施設の整備など、農業水利施設の安全対策を推進する。

④ 鳥獣被害対策等の推進

捕獲等の対策に携わる人材の不足や野生鳥獣の生息域の拡大等による鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、関係府省が連携し、戦略的に各種対策を組み合わせることにより鳥獣被害対策を抜本的に強化する。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進するとともに、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、里山や森林における緩衝帯づくり等の環境整備を行うほか、ICTやドローン技術等を活用した効率的なスマート捕獲の技術の開発・普及等を含めた捕獲強化や、若者や農業協同組合等の一層の参画を促進するなど新しい人材の育成・確保等に取り組む。

また、複数の地方公共団体が連携した広域的対策や、特定外来生物対策、森林や市街地における対策に取り組むとともに、農業協同組合等地域の多様な主体の被害対策への参画の促進や、捕獲の効果を高めるような方法について関係団体等と協議・連携するなど、関係者が一体となった取組を推進する。

(3) 農村を支える新たな動きや活力の創出

① 地域を支える体制及び人材づくり

ア 地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり

地域を維持していくためには、リーダーの世代交代等に関係なく地域を持続的に支えることができる体制を維持・構築することが重要である。このため、中山間地域等において、「小さな拠点」の形成と併せて、農業協同組合などの多様な組織による地域づくりの取組を推進するとともに、生活サービスの維持・確保、仕事・収入の確保等の地域課題の解決に取り組む地域運営組織等の地域づくり団体の設立や集落協定の広域化等を推進する。体制の構築に当たっては、集落営農等の活動を地域づくりなどの分野に多角化していくことや、地域運営組織等の活動を農地の利用及び管理などに広げていくことに対する支援の在り方を示す。

イ 地域内の人材の育成及び確保

地域づくりを支える人材を中長期的な視点から育成していくため、地域が直面する課題の解決や地域活性化に資する学習等を推進する。

また、地域人口の急減に直面している地域において、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の仕組みを活用し、地域内の様々な事業者を多業（一つの仕事のみに従事するのではなく、複数の仕事に携わる働き方）により支える人材の確保及びその活躍を推進することにより、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図る。

ウ 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野の拡大を図るため、体験農園、農泊、ふるさと納税等の様々なきっかけを通じて地域への関心や関わりを持った者が、関心や関わりを段階的に深め、地域活動への参画や援農・就農等に効果的につなげていくための仕組みを具体化する。また、子どもの農村での宿泊による農業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進する。

さらに、関係人口の創出・拡大や関係の深化に向けて、地方公共団体へのモデル的な支援、官民連携によるプラットフォームの構築、様々なコーディネート体制の構築等を推進するほか、居住・就農を含む就労・生活支援等の総合的な情報をワンストップで提供する「移住・交流情報ガーデン」の利用促進を図る。多様な概念である関係人口について、農業や農村との関わりも含め、その実態を把握するため、客観的な把握手法の確立とその類型化を図るとともに、ライフスタイルの多様化を見据えた今後の社会の在り方や対応策を示す。

エ 多様な人材の活躍による地域課題の解決

農村が抱える諸課題の解決を図るため、地域おこし協力隊やふるさとワーキングホリデー等、地域外の人材を活用する取組を推進するほか、民間事業者と連携し、技術を有する企業や志ある若者などの斬新な発想を採り入れた取組や、特色ある農業者や地域課題の把握、対策の検討等を支援する取組等を推進する。

② 農村の魅力の発信

ア 副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示

農村で副業・兼業などの多様なライフスタイルを実現するための、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」やデュアルライフ（二地域居住）を実践する者等を増加させるための方策や、本格的な営農に限らない多様な農への関わりへの支援体制の在り方を示す。また、働き方改革の実現に貢献するとともに、農村地域における副業・多業などの多様なライフスタイルの実現にも資するよう、都市部の企業等に対し、サテライトオフィス開設に向けた「お試し勤務」の誘致を行う取組を推進する。

イ 棚田地域の振興と魅力の発信

貴重な国民的財産である棚田について、その保全と棚田地域の振興を図るため、美しい景観を活かした観光や、棚田オーナー制度等を通じた都市住民との交流、棚田米の販売などの地域の創意工夫を活かした取組を、「棚田地域振興法」（令和元年法律第42号）に基づき、関係府省が連携して総合的に支援する。また、棚田カードの作成や人的ネットワークの形成等を通じ、新たな側面から棚田の魅力を積極的にPRする。

ウ 様々な特色ある地域の魅力の発信

棚田、景観作物地帯等の景観、農村の歴史や伝統文化を活かした農泊等の地域づくりを推進するため、「景観法」（平成16年法律第110号）に基づく景観農業振興地域整備計画、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成

20年法律第40号) に基づく歴史的風致維持向上計画等の制度や、「日本遺産」等の施策を活用した特色ある地域の魅力の発信を推進する。

③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等

農業の多面的機能に関する国民の理解の促進を図るため、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産について、国民の認知度向上に取り組むほか、都市と農村の交流、観光の促進等に向けた取組を推進する。また、都市農業が有する都市の防災などの多様な機能の理解醸成等に向けた取組を推進する。

さらに、地域の若者や女性の発想、農業以外の分野からの新たな視点により、農村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信を促進し、また農村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて、国民への理解の促進・普及等を図るとともに、農業の多面的機能の評価に関する調査、研究等を進める。

(4) 「三つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

農村政策の企画・立案・推進を総合的に進め、上記(1)から(3)までの柱に沿って施策を効率的・効果的に実施していくため、農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県や市町村、関係府省や民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みを構築する。

農村の振興に当たっては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月閣議決定)等に掲げる施策と十分に連携しながら、地方への人や資金の流れを強化しつつ、関係府省、都道府県や市町村、民間事業者など、農村を含めた地域の振興に係る関係者が連携するとともに、農村を含めた地域振興施策を担う都道府県や市町村の人材育成などの点も含め、総合的に推進していく。

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策(略)
5. 団体に関する施策(略)
6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策(略)
7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応(略)

第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項(略)

- (1) 国民視点や地域の実態に即した施策の展開
- (2) EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進
- (3) 効果的かつ効率的な施策の推進体制
- (4) 行政のデジタルトランスフォーメーションの推進
- (5) 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進
- (6) SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開
- (7) 財政措置の効率的かつ重点的な運用